



国立大学法人島根大学知的財産ポリシー

平成16年3月15日 制定

平成20年6月17日 改定

平成30年9月 4日 改定

島根大学は、国立大学法人としての責務を果たすため、知的創造活動の重要性を認識し、自由な発想と多様性に基づく知的財産の効果的な創出とその活用を通じて、地域社会・国際社会の発展と人類の福祉に貢献します。

そのために、

1. 新産業や革新的技術の創出、地域社会における問題の解決などに結びつく知的創造活動を行い、知的財産の創出・活用を推進します。
2. 島根大学の中期目標・中期計画と連動した知的財産戦略を策定し、責任を持って知的財産の適切な保護・管理と積極的な活用を行います。
3. 知的財産の創出・活用にかかる諸問題の発生を未然に防止し、知的財産の創出・活用につながる知的創造活動を支援します。
4. 知的財産に関する専門知識を理解し、知的財産を創出・活用できる人材の育成を図ります。